入札公告の変更

平成27年2月23日

国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第76号

1　掲載日　平成27年1月16日（号外政府調達第9号）

2　変更内容　60ページ1段目、国立大学法人東北大学に係る「入札公告」第76号中1⑵C　ベクトル回転超電導マグネットシステム　一式について、1⑷中「平成27年8月31日」を「平成28年2月29日」に、5⑷中「By 31 August, 2015」を「By 29 February, 2016」にそれぞれ変更します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成27年2月23日

独立行政法人情報通信研究機構

契約担当理事　髙﨑　一郎

◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13

1　掲載日　平成27年2月5日（号外政府調達第23号）

2　訂正内容　18ページ1段目の入札公告中、1⑷中、「平成27年12月25日」を「平成28年2月29日」に、5⑷中、「25 December 2015」を「29 February 2016」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月23日

国立大学法人京都大学学長　山極　壽一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26

○第9号

1　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42、75

⑵　事業名　京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業

⑶　事業場所　京都府京都市左京区吉田下阿達町（京都大学薬学部構内）

⑷　事業概要　ＰＦＩ手法（ＢＴＯ）による京都大学（南部）医薬系総合研究棟の施設整備（設計、建設等）及び維持管理並びに付帯事業

⑸　事業期間　事業契約締結の日から平成42年3月31日までの期間

2　競争参加資格等

⑴　入札参加者が備えるべき要件等

1）入札参加者の構成等

①　入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループを構成する企業（以下「入札参加グループの構成員」という。）の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

②　入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

③　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

④　入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者（ＶＥ提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、付帯事業に当たる者（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）が必ず含まれていること。

2）入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

①　「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則」（平成16年4月1日）第4条の規定に該当しない者であり、かつ同規則第3条に規定する資格を有する者であること。

②　「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年3月9日法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「破産法」（平成16年6月2日法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社整理開始の申立てがなされた者又は整理開始を命ぜられた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③　参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人京都大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」（平成19年10月19日）に基づく取引停止措置を受けていないこと。

④　国立大学法人京都大学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザリー業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

⑤　国立大学法人京都大学が本事業について、医薬系総合研究棟の設計業務を委託した株式会社内藤建築事務所、株式会社新日本設備計画（以下、これらを総称して「原設計者」という。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

⑥　外部の学識経験者及び大学の職員から構成される「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

入札参加者（上記2⑴1）①に示す入札参加者をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の落札者決定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の入札参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

⑦　最近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑧　入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

⑨　国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準第39第1項第6号の規定、国立大学法人京都大学工事請負契約基準第43第1項第6号の規定及び国立大学法人京都大学役務請負契約基準第25第1項第5号の規定（以下、それぞれを「暴力団排除条項」という。）に該当しないこと。

※上記④、⑤、⑥、⑧において「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。

ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ　親会社と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※子会社の定義は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）の定義を適用する。